

第2章 持続可能な循環型社会づくり

第1節 5 Rの推進

〈主な指標と最新実績〉

県民一人一日当たりのごみ排出量（2024[令和6]年度）：	930 g
県民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（2024[令和6]年度）：	609 g
一般廃棄物の再生利用率（リサイクル率）（2024[令和6]年度）：	13.5%
バイオマス利用率（2025[令和7]年3月末）：	77%

第1項 5 R（3 R + Refuse + Respect）の普及啓発、県民運動等の推進

1 5 R（3 R + Refuse + Respect）の推進 【廃棄物・リサイクル課】

2021（令和3）年度から、それまでの3 R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））に、リフューズ（断る）や物に対して敬意を払い、大切に長く使うリスペクト（敬意を表す）の2つのRを加えた5 Rとして、

取組を展開しています。

具体的には、環境にやさしい買い物スタイルの普及促進やぐんま5 R宣言等を通じた県民への啓発活動の推進、ごみの分別の徹底を図るための普及・啓発等により推進しています。

2 県民への啓発活動（ぐんま5 R宣言等）の推進 【廃棄物・リサイクル課】

県民一人ひとりが身近なところから5 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リスペクト）に取り組んでもらえるよう、インターネット等を活用した普及啓発を図りました。

群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」の5 R宣言（従前の3 R宣言からの継続）のページには、自らが継続して取り組むことのできる5 Rの行動を宣言して、常に5 Rの活動を意識してもらえる

よう、宣言書を印刷できる仕組みを、2012（平成24）年度から設けています。

また、イベント会場でも、5 Rの活動を啓発するため来場者が簡単に宣言できるよう、インターネットを使用しない記入式の宣言書を準備し、2014（平成26）年度から呼びかけています。

2025（令和7）年度末の宣言者の累計数は、8,719人です。

3 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進【環境政策課】

マイバッグ等の利用は、ごみの減量化や省エネ・省資源をはじめ、循環型社会の構築や温暖化防止に配慮したライフスタイルへの変革に向けて大きな役割を担っています。

県では、2013（平成25）年度に消費者（環境）団体、事業者、行政（県及び35市町村）の3者で構成される「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」を設置しました。この協議会では、レジ袋の削減をはじめとするプラスチックごみの削減、食品ロスの削減等、環境にやさしい買い物スタイルの普及促進を行い、脱炭素・循環型社会の実現を目指しています。

協議会では、消費者（環境）団体を中心に環境にやさしい買い物スタイルの啓発活動を実施し、県民の環境活動を後押ししています。2025（令和7）年度は、食品ロスやプラスチックごみの削減を意識した「環境にやさしい買い物スタイル」を周知するため、小売店での啓発活動を実施しました。このほか、マイバッグの普及啓発のため、YouTubeチャンネル「tsulunots～群馬県公式～」で動画を公開しています。

また、環境に配慮した取組を行う事業者を支援するため、協議会の協力店に登録した事業者や容器等の店頭回収を実施する事業者を群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」に掲載し、情報発信を行っています。

●環境にやさしい買い物スタイルの例示

- ・マイバッグやマイバスケットを利用しましょう
- ・必要なものを必要なだけ購入しましょう
- ・簡易包装の商品を選びましょう
- ・リサイクルされた商品を選びましょう
- ・生産地の近い商品を選びましょう

【2025（令和7）年度活動実績】

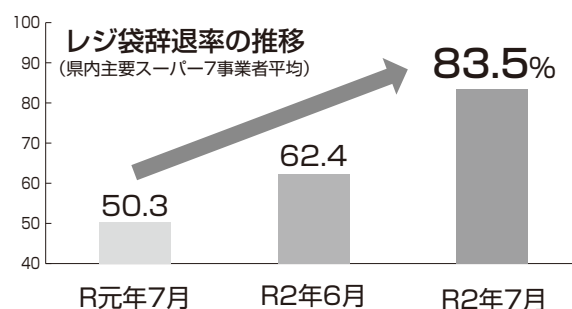
- ・小売店での啓発活動 32回
- ・協力店：37事業者 395店舗及びコンビニエンスストア5チェーン（計：1,290店舗）



制作動画「STOPレジ袋!～レジ袋の削減をプラごみ「ゼロ」の第一歩に～」

持続可能な循環
型社会づくり

図2-2-1-1 レジ袋辞退率調査結果
(2020[令和2]年10月公表)



4 ごみの分別の徹底を図るための普及・啓発【廃棄物・リサイクル課】

【一人一日当たりのごみ排出量】

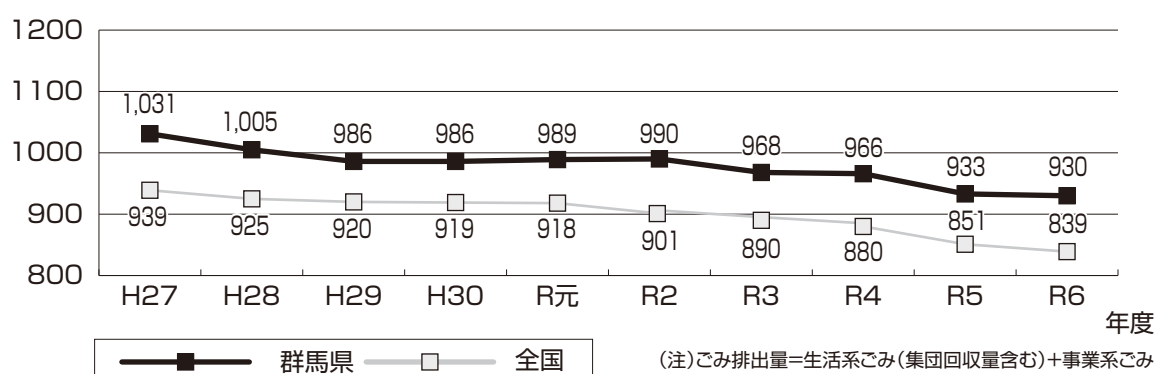
2024（令和6）年度の群馬県における一人一日当たりのごみの排出量は930gで、前年度の

933gから3g減少しました（図2-2-1-2）。

これは全国平均値の839gに比べて91g多く、より一層のごみ減量化が必要です。

図2-2-1-2 一人一日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g / 人・日)



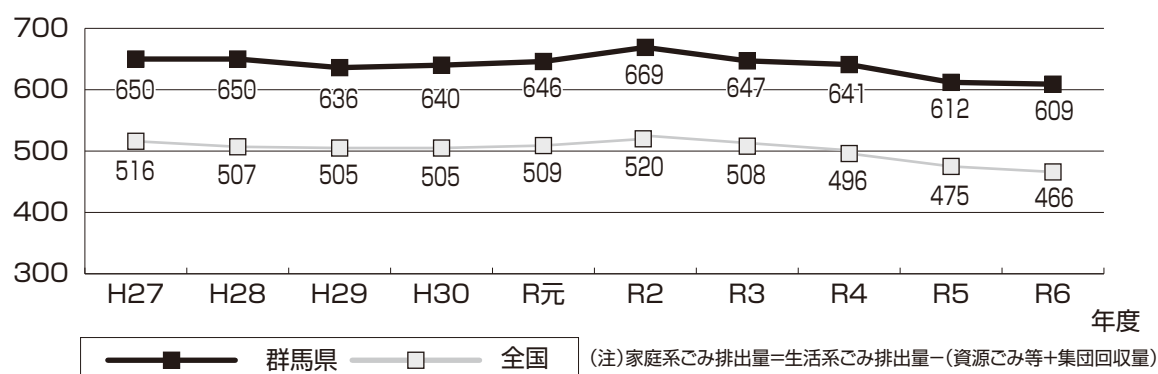
【一人一日当たりの家庭系ごみ排出量】

2024（令和6）年度の群馬県における一人一日当たりの家庭系ごみの排出量は609gで、前年度の612gから3g減少しました（図2-2-1-3）。

これは全国平均値の466gに比べて143g多くなっています。

図2-2-1-3 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

(単位：g / 人・日)



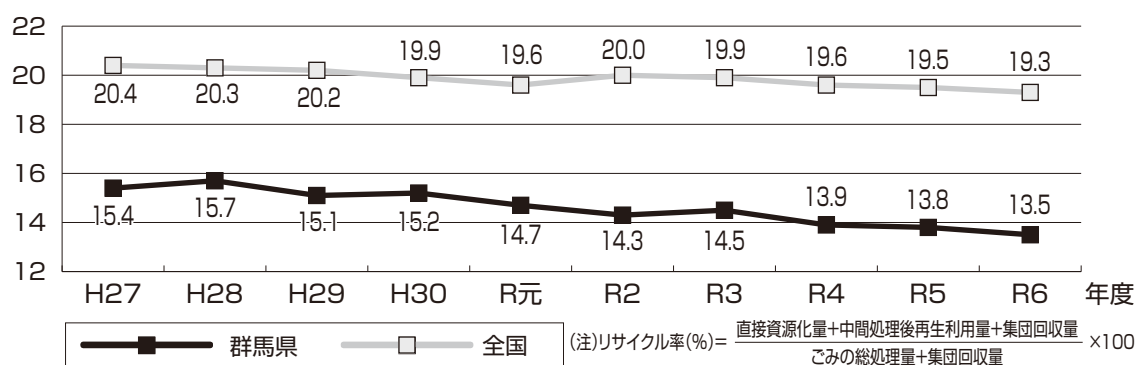
【リサイクル率】

2024（令和6）年度の群馬県における一般廃棄物のリサイクル率は13.5%で、前年度の13.8%から0.3ポイント低下しました（図2-2-1-4）。

これは全国平均値の19.3%に比べて5.8ポイント低くなっています。

図2-2-1-4 リサイクル率の推移

(単位：%)



第2項 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携

1 廃棄物の発生抑制等に関する施策の導入に向けた市町村への支援 【廃棄物・リサイクル課】

県内市町村や一部事務組合に対して、廃棄物の発生抑制、資源循環に関する施策についてヒアリング調査を実施し、情報共有を行ってきました。

今後も各種施策導入に向けた支援を継続していきます。

2 市町村が実施している事業との連携 【廃棄物・リサイクル課】

市町村が実施している啓発活動等のうち、全国的に実施することでより多くの成果が期待できる事業については、各関係者が広く連携して推進す

る必要があります。一部市町村と県が実施している食品ロス削減推進店制度の情報の共有など、幅広く事業連携を推進していきます。

3 各種リサイクル法に定める全ての品目の分別回収の促進 【廃棄物・リサイクル課】

(1) 容器包装リサイクル

容器包装廃棄物は家庭から排出されるごみのうち容積比で約60%を占めると推定され、その中にはリサイクル可能な資源が多く含まれています。

これら廃棄物を適正処理し、資源の有効利用を図るため、1997（平成9）年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が本格施行されました。

当初、分別・収集等の対象は7品目でしたが、2000（平成12）年4月の完全施行の際に「段ボール」「その他プラスチック製容器包装」（プラスチック容器包装）「その他紙製容器包装」（紙製容器包装）が加わり、現在は10品目が対象となっています。

この法律では、消費者、市町村、事業者に次のような役割を定めています。

- 消費者…分別して排出する
- 市町村…分別して収集する
- 事業者…容器包装廃棄物の再商品化を行う

県内市町村における分別収集の状況は、図2-2-1-5のとおりです。「無色のガラス製容器」「飲料用紙製容器」（紙パック）「プラスチック容器包装」「紙製容器包装」以外の品目は、全市町村で収集されており、多くの品目で分別収集が行われています。

また、対象品目ごとの分別収集量については、図2-2-1-6のとおりです。2025（令和7）年度は、「無色ガラス」が前年度から4%以上増加しましたが、他の品目では横ばい又は減少傾向でした。

また、県では、2025（令和7）年12月に、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間を計画期間とする「第11期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を策定し、市町村と協力して容器包装廃棄物の分別収集の一層の促進を図っています。

図2-2-1-5 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村の状況（品目別）

（単位：％）

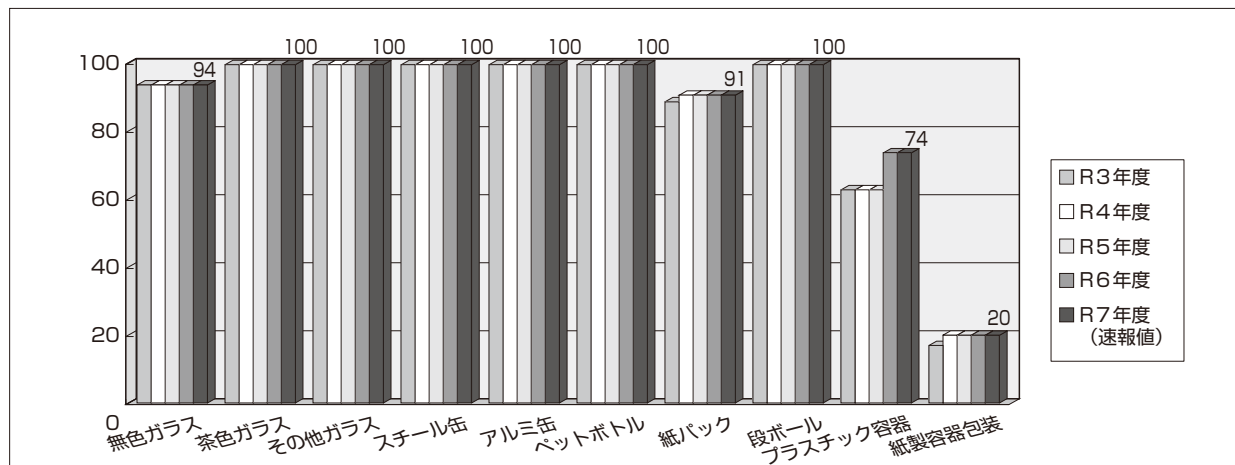
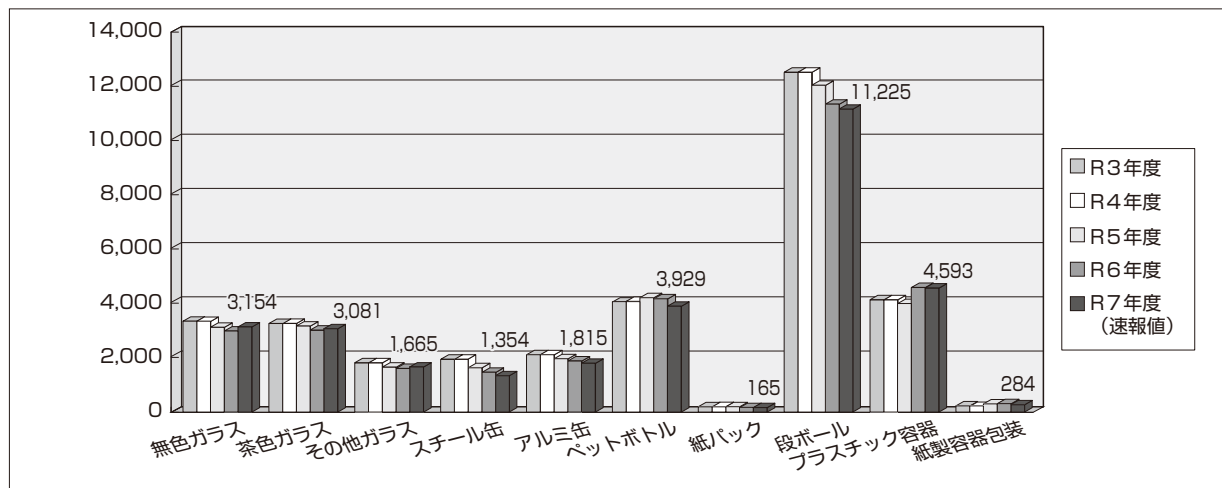


図2-2-1-6 市町村の容器包装廃棄物分別収集量（品目別）

（単位：t）



（2）容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物のリサイクル

国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっていることから、プラスチックという素材に着目し、製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が施行されました。

この法律では、消費者、市町村、事業者が次のような役割分担の下で積極的に取り組むよう努めるものとしています。

- 消費者…排出抑制、分別して排出する等
- 市町村…分別して収集する、再商品化（リサイクル）等
- 製造事業者等…設計指針に即した製品設計
- 提供事業者…ワンウェイプラスチックの提供方法の工夫等
- 製造・販売事業者等…製品の自主回収、再資源化
- 排出事業者…排出抑制、再資源化等

市町村は、その区域内において、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、県は、市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を行います。

（3）家電リサイクル

家庭用として製造・販売されたテレビやエアコン等の適正処理及び資源の有効利用を目的に、2001（平成13）年4月に「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、製造業者等に次のような役割を定めています。

- 消費者……小売業者等への引渡し
リサイクル料金の負担
- 小売業者……消費者からの引取り
製造業者等への引渡し
- 製造業者等…廃家電の引取り
リサイクルの実施

当初、リサイクルの対象品目は、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目でしたが、2009（平成21）年4月から液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加され、2024（令和6）年4月から有機ELテレビが対象品目に追加されました。

また、2015（平成27）年4月には、ブラウン管式テレビ以外の再商品化率が引き上げられ、更なるリサイクルの推進、廃棄物の減量と資源の有効利用が図られることになりました。

県内の廃家電の指定引取場所4か所（2026〔令和8〕年3月末時点）における引取台数は、表2-2-1-1のとおりで、法施行後、廃家電の収集やリサイクルは概ね順調に行われています。

廃家電を処分する場合は、購入した小売店に持ち込むなど適正に処理する必要があります。一方で、不法投棄される廃家電もあります。

そのため、県や市町村では未然防止対策として、パトロールの実施や日本郵便㈱等との不法投棄の

情報提供に関する協定の締結、広報媒体を通じた適正処理の周知等の取組を行っています。

家電リサイクル法の対象となる廃家電のうち小売業者が引取義務を負わないもの（引取義務外品）については、消費者の排出利便性を確保し、不法投棄等の不適正処理を防ぐ観点から、市町村において、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬業者と連携した回収体制を構築する必要があります。

回収方法は、①協定等により小売業者が回収する、②協定等により一般廃棄物収集運搬業者等が回収する、③指定引取場所へ直接搬入する、に大別されますが、③のみの場合には、回収体制を構築しているものとされません。

群馬県では、県内全ての市町村で引取義務外品の回収体制を構築しています。

(4) 小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等に含まれている、有用資源のリサイクル等を目的に、2013（平成25）年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、自治体等に次のような役割を定めています。

- 消費者…………自治体のルールに従って排出
- 小売業者………補完的に自治体の回収に協力
- 自治体……………回収方法、対象品目を選定して収集、認定事業者への引渡し

●認定事業者…業務区域内で引取り、適正処理
リサイクルの対象品目は、携帯電話やデジタルカメラ、ヘアードライヤー、ゲーム機など身近な小型電子機器の28品目です。

具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なっていますが、県内の市町村における回収実施状況は表2-2-1-2のとおりで、2024（令和6）年度は、全市町村が実施しています。

市町村が小型家電を効果的に収集する方法には、ボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収、イベント回収、認定事業者による宅配回収等があり、市町村は地域に適した回収方法を検討する必要があります。

県では、小型家電の回収品目の拡大・回収量の増加が図れるよう、市町村に対して助言等を行っています。

表2-2-1-1 県内の指定引取場所における廃家電の品目別引取台数

（単位：百台）

年度	エアコン	テレビ (ブラウン管式)	テレビ (液晶・プラズマ式)	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	合 計
R 3	817	157	693	813	1,081	3,561
R 4	873	122	640	774	944	3,353
R 5	831	94	530	637	788	2,880
R 6	889	82	607	717	856	3,151
R 7	996	64	577	682	825	3,144
合計	4,406	519	3,047	3,623	4,494	16,089

（注）各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表2-2-1-2 県内市町村における小型家電回収実施状況

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施市町村数	35	33	35	35	35
実施市町村割合	100%	94.3%	100%	100%	100%
実施人口割合	100%	99.8%	100%	100%	100%

(5) 自動車リサイクル法

使用済自動車から発生する廃棄物の減量、適正処理や資源の有効な利用の確保等を目的に、2005（平成17）年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が本格施行されました。

この法律では、自動車所有者や引取業者、解体業者等に次のような役割を定めています。

- 自動車所有者……………使用済自動車の引取業者への引渡し、リサイクル料金の負担
- 引取業者……………最終所有者からの使用済自動車の引取り、フロン類回収業者への引渡し
- フロン類回収業者…カーエアコンからのフロンガスの回収・メーカー等への引渡し
- 解体業者……………基準に従って解体、エアバッグ類の回収・メーカー等への引渡し
- 破砕業者……………基準に従って破砕、シュレッターダスト（自動車の破砕残さ）のメーカー等への引渡し
- 自動車メーカー……フロンガス、エアバッグ類、シュレッターダストの適正処理

自動車リサイクルを推進する上では、自動車の所有者や関連事業者の理解と協力が必要なことから、県では、各種の広報媒体を通じて、制度の仕組み等について周知を行っています。

(6) 自動車リサイクル法の登録・許可、立入検査等の状況

県と中核市（前橋市・高崎市）は、法の規定を満たした使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業者及び破砕業者の許可を行っています。県内の登録業者数は表2-2-1-3、許可業者数は表2-2-1-4のとおりです。

また、県内における使用済自動車の引取台数は表2-2-1-5のとおりです。

表2-2-1-3 県内における自動車リサイクル法登録業者数（単位：者）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
引取業者	437 (301)	399 (276)	398 (279)	402 (284)	401 (277)
フロン類回収業者	160 (117)	158 (119)	163 (125)	165 (129)	161 (124)

（注）括弧内は県所管の業者数（内数）

表2-2-1-4 県内における自動車リサイクル法許可業者数（単位：者）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
解体業者	115 (89)	120 (96)	125 (103)	120 (99)	123 (102)
破砕業者	22 (16)	22 (16)	22 (16)	22 (16)	22 (16)

（注）括弧内は県所管の業者数（内数）

表2-2-1-5 県内における使用済自動車の引取台数（単位：台）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
台数	67,291 (47,174)	60,884 (43,342)	58,097 (42,189)	55,324 (42,643)	46,918 (35,218)

（注）括弧内は県所管の業者における引取台数（内数）

県と中核市では、登録業者や許可業者が、法で定められた作業を遵守しているか、施設が基準に適合しているかを確認するために、立入検査を実施しています（表2-2-1-6）。

また、併せて、登録や許可を受けずに使用済自動車の保管や解体を行っている疑いがある業者についても、監視指導を行っています。

表2-2-1-6 県内における自動車リサイクル法の立入検査状況（単位：件）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
登録、許可業者	174 (114)	213 (134)	210 (126)	205 (139)	161 (109)
無登録、無許可の疑いがある業者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注）括弧内は県所管の業者に対する立入検査（内数）



再生資源物の屋外保管事業場対策

金属やプラスチックなどの再生資源物を扱う、いわゆるヤードは資源循環に重要な役割を担っています。

しかし、ヤードは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「古物営業法」の規制を受けず、近年、関東近県を中心に増加しています。

ヤードの一部では、廃棄物処理業と同種の物品を扱い、重機を使い、屋外における積み上げや破碎・切断によって、火災や騒音・振動の発生、悪臭の発散、汚水の流出や浸透、粉じんの飛散といった生活環境保全上の支障が多発し全国的な話題にもなっています。

これまで群馬県ではこれらのヤードについての規制がありませんでしたが、県民から寄せられた苦情や不安感の解消に向けた群馬県議会での議論を踏まえ、新たに「群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）」を制定し、2026（令和8）年10月1日から規制の開始を予定しています。

生活環境保全に向け、既存の事業者等に対して丁寧な説明を行いながら、県条例の基準に則った事業の実施を指導してまいります。

【県条例の概要】

（1）制定目的

再資源化のために取引される金属及びプラスチックの屋外保管等について必要な規制を行うことにより、その適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

（2）県条例規制の対象となる再生資源物とは
使用を終了し、収集された次のもの

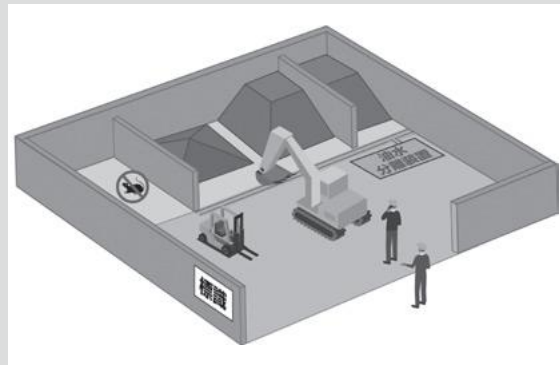
- ① 金属、② プラスチック
- ③ 雑品スクラップ（①、②を含む混合物）

（3）県条例規制の対象となる事業とは

屋外において、積上げ作業用の機械を使用して再生資源物の保管や破碎等をする事業（再生資源物屋外保管業）で事業場の敷地面積が100㎡を超える場合。

また、国においては、使用済みの金属・プラスチック物品を保管又は再生する事業場、いわゆるスクラップヤードを全国一律で規制するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、2026（令和8）年6月19日に公布しました。改正法のうちスクラップヤードに関する部分については、公布の日から2年6か月を超えない範囲で、政令で定める日から施行される予定です。

県では同法に基づく新たな規制の情報を収集し、県条例の改廃等について必要な整備を行ってまいります。



事業場のイメージ

第3項 生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル

1 生ごみの減量の推進 【廃棄物・リサイクル課】

生活系の可燃ごみの約3割は、各家庭の台所から排出される生ごみであり、事業系の可燃ごみの約2割は、食品小売業や飲食店から排出される生ごみです。焼却処分されているごみのうち生ごみの割合が高く、この中には本来食べられるにも関わらず捨てられる食品もあることから、一層の排

出抑制が必要です。

県では、食材の使いきり、料理の食べきり、生ごみを捨てる際にはしっかり水きりを行う「3きり運動」の普及啓発等を行い、生ごみの減量を推進しています。

2 生ごみのリサイクルの推進 【廃棄物・リサイクル課】

市町村等による生ごみ堆肥化、メタンガス化等の施設整備が円滑に実施されるよう、循環型社会

形成推進交付金等の活用に関し、必要な支援を行います。

3 紙・布類のリサイクル等の推進 【廃棄物・リサイクル課】

2020（令和2）年3月から10月まで神流町において民間事業者が直接、住民から雑がみ（封筒、はがき、紙箱、包装紙、パンフレット等）を回収する社会実験を実施しました。合計560kgの雑がみを回収し、住民に対する紙類分別の意識啓発に一定の効果がありました。

一方、民間事業者からは、古紙の市況が低迷しており、雑がみのみの回収では収益が得られないという課題も挙げられました。

こうした課題を踏まえ、今後、回収方法の改善を図り、引き続き市町村と協力しながら、紙類リサイクルに向けた新たな回収体制の構築に取り組めます。

また、生活系の可燃ごみには、再利用や資源化できる布類が多く含まれていることから、市町村や民間団体による集団回収や拠点回収等による布類の回収を促進します。

4 剪定枝等の乾燥等による減量の推進 【廃棄物・リサイクル課】

剪定枝は多くの水分を含んでいるため、乾燥させてから排出すること、また、雑草についても乾燥させ、更に土をよく落としてから排出すること

等により減量できます。これらのことを市町村と連携して普及啓発しています。

第4項 リサイクル関連産業の振興

1 廃棄物等の有効利用を図る優良事業者の育成 【廃棄物・リサイクル課】

廃棄物等の有効利用を図る優良事業者や関係団体等におけるこれまでの取組事例について、群馬

県環境情報サイト「ECOぐんま」への掲載等により、幅広く情報提供を行っています。

2 再生利用施設の設置促進 【廃棄物・リサイクル課】

産業廃棄物処理施設の設置許可申請の事前手続として、適正処理の推進、周辺地域の生活環境の保全等を図るため、「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」を定めています。

この規程では、例えば、建屋内に設置される再資源化を目的とした中間処理施設の設置等、周辺

地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び循環型社会づくりに対する有効性が高いと認められる場合等には手続を簡素化することができます。こうした施策等を通して、施設の設置を促進しています。

第5項 バイオマスの活用推進

1 バイオマスの活用推進 【グリーンイノベーション推進課】

(1) バイオマスについて

バイオマスとは生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物に由来する有機性資源（石油などの化石資源を除く）のことです。

バイオマスは、植物が成長過程で光合成により大気中の二酸化炭素を固定して作り出した有機物に由来するため、燃焼しても実質的には大気中の二酸化炭素を増加させることにはなりません。そのため、バイオマスは、化石燃料に代替する再生可能エネルギーとして注目されています。

(2) バイオマスの活用推進の目標

ア バイオマス活用推進に関する計画策定の趣旨

2009（平成21）年9月に「バイオマス活用推進基本法」が施行され、2010（平成22）年12月には、国の「バイオマス活用推進基本計画」が策定されました。

これを受け、県ではバイオマス活用施策を効果的に推進するため、2012（平成24）年3月に「群馬県バイオマス活用推進計画」を策定し、2017（平成29）年3月に改定しました。

同計画は、2021（令和3）年度末をもって計画の終期を迎えたことから、2022（令和4）年3月に、次期計画の策定に併せて「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」に統合しました。

イ バイオマス利用の現状と目標

バイオマス全体及びバイオマスの種類ごとに、2030（令和12）年度の利用量及び利用率の目標を定めています。

計画策定時（2020〔令和2〕年度）と比べ、2024（令和6）年度時点でのバイオマス全体の利用率は、3ポイント下降しています（表2-2-1-7）。

(3) バイオマスの活用推進

群馬県では、県庁各部局で構成される「群馬県バイオマス活用推進連絡会議」と協力・連携し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。

表2-2-1-7 バイオマス賦存量及び利用量（炭素換算）（2024〔令和6〕年度）

バイオマスの種類		計画策定時（R 2 年度）			現状（R 6 年度）			目標（R 12年度）		
		賦存量(t/年)	利用量(t/年)	利用率(%)	賦存量(t/年)	利用量(t/年)	利用率(%)	賦存量(t/年)	利用量(t/年)	利用率(%)
農業資源	わら類	39,795	37,900	95	37,387	35,710	96	37,468	37,468	100
	もみがら	4,403	3,853	88	4,088	3,577	88	4,084	4,084	100
	条桑育残さ	531	531	100	275	275	100	531	531	100
	収穫残さ	15,760	15,342	97	15,349	15,043	98	15,832	15,832	100
	剪定枝	5,205	2,678	51	4,418	2,384	54	5,028	3,922	78
畜産資源	家畜排せつ物	175,651	137,525	78	174,598	136,701	78	173,074	135,536	78
木質資源Ⅰ	林地残材	30,955	8,558	28	40,681	4,334	11	60,910	31,826	52
	製材残材	10,857	10,477	96	16,732	16,544	99	13,033	13,033	100
木質系資源Ⅱ	建設発生木材	59,132	58,252	99	59,132	58,252	99	34,035	33,683	99
食品資源	動植物性残さ	8,607	5,905	69	7,278	4,477	62	8,606	7,315	85
	事業系生ごみ	2,185	1,721	79	2,067	1,651	80	1,788	1,466	82
	家庭系生ごみ	6,411	5,027	78	5,944	4,748	80	5,929	4,861	82
排水資源Ⅰ	下水汚泥	8,913	8,865	99	10,087	9,028	90	10,501	10,501	100
	し尿・浄化槽汚泥	3,677	30	1	3,760	31	1	3,399	91	3
排水資源Ⅱ	農業集落排水汚泥	441	327	74	454	364	80	441	327	74
全 体（合 計）		372,523	296,991	80	382,250	293,119	77	374,659	300,476	80

（注）セメント・肥料利用等含む。

2 木質バイオマスの利用促進 【林業振興課】

森林整備の際に発生する曲がった丸太や枝・株などの低質材は、用途が少なく、取引価格が安いなどの理由で、その多くが利用されず森林内に残されてきました。

しかし、最近では、再生可能エネルギーとしての木材の価値が見直され、低質材や製材時に発生する端材を、木質バイオマス発電や熱利用などの

エネルギー源として利用する取組が進んでいます。

山からの収集・運搬コストを低減して、低質材などを木質バイオマス燃料として積極的に活用することは、森林資源の循環利用と化石燃料からの転換による温室効果ガスの排出量削減、更にはエネルギーの地産地消や山村地域の活性化につながります。

3 食品リサイクルの推進 【ぐんまブランド推進課】

（1）食品リサイクル法

2001（平成13）年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）では、食品製造等で生じる加工残さ、売れ残りや食べ残し等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料や肥料として「再生利用」に取り組む事で、廃棄処分を減らすとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しています。

2012（平成24）年4月からは食品関連事業者を16の業種に設定し、業種ごとに食品廃棄物等の発生量の目標値が設定され、2024（令和6）年4月からは35業種を対象とし目標値が設定されています。

これを契機にフードチェーン全体における「発生抑制」の取組の更なる推進が期待されています。

（2）食品リサイクルの推進

食品廃棄物の再生利用を促進していくために、国は地域における食品廃棄物等のリサイクルの実践、リサイクル技術の普及等の取組に対しての支援を行うほか、年間100 t 以上の食品廃棄物を発生させている食品関連事業者に対しては定期報告義務を設け、再生利用等の取組を確保するためその把握に努めています。

また県では、企業に対して認定制度の紹介を行うなど、国や市町村との連携のもと、食品リサイクルの普及促進を図っています。

第6項 プラスチックごみの削減

1 利根川流域圏の沿岸地域と連携したプラスチックごみ対策の推進 【環境保全課】

海洋プラスチックごみの量は極めて膨大であり、世界全体では、毎年約800万tのプラスチックごみが海洋に流出しているとの報告があります。この報告の中で、このままでは、2050（令和32）年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの試算もされています。

環境中に排出されたプラスチックごみは、川から海へとつながる水の流れを通じて海洋に達するため、海洋プラスチックごみ問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿

岸地域が一体となった取組が必要です。

このため、内陸県である群馬県でも2021（令和3）年度に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。現在、この計画に基づき、海岸漂着物を削減するための取組を進めています。

2 河川水中のマイクロプラスチック^{*1}調査 【環境保全課】

近年は、海洋プラスチックごみの中でも、特にマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックは海洋だけでなく、国内の河川水中でも確認されています。

そこで、県内の河川水中のマイクロプラスチック調査を実施しました。2025（令和7）年度に実施した調査結果は、表2-2-1-8のとおりです。

表2-2-1-8 2025（令和7）年度 マイクロプラスチック調査結果

河川名	地点名 (市町村名)	夏季調査（2025〔令和7〕年8月6日）					
		単位体積 当たり 個数 (個/㎡)	採取されたプラスチックの材質別個数割合（％）				
			ポリエチレン (PE)	ポリプロ ピレン (PP)	ポリエチレン テレフタレート (PET)	ポリスチレン (PS)	その他
利根川	利根大堰下流 (千代田町)	12.5	11	49	32	0	8
早川	前島橋 (太田市)	21.0	28	28	28	6	10
休泊川	泉大橋 (大泉町)	69.4	22	29	36	3	11

河川名	地点名 (市町村名)	秋季調査（2025〔令和7〕年10月14日）					
		単位体積 当たり 個数 (個/㎡)	採取されたプラスチックの材質別個数割合（％）				
			ポリエチレン (PE)	ポリプロ ピレン (PP)	ポリエチレン テレフタレート (PET)	ポリスチレン (PS)	その他
利根川	利根大堰下流 (千代田町)	10.0	23	49	26	0	3
早川	前島橋 (太田市)	41.0	46	28	10	3	13
休泊川	泉大橋 (大泉町)	26.3	14	29	43	14	0

（注）個数割合において、端数処理の関係で合計が100％とならない場合があります。

^{*1}マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいいます。

3 プラスチックごみの削減 【廃棄物・リサイクル課】

県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言4として「プラスチックごみ『ゼロ』」を掲げ、その実現に向けた取組を進めています。具体的には、環境にやさしい買い物スタイルの普及や、グリーン購入の推進、県主催の事業等におけるリユース食器の活用、各種媒体による広報等を実施しています。

2023（令和5）年度に県内事業者のプラスチックごみ削減の取組を広く紹介することで、取組を応援し、その取組の拡散・拡大を目指すことも

に、これらの取組が県民のライフスタイルの変革につながるよう「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」を創設しました。2025（令和7）年度末の登録店数は358店で、更なる拡大を目指しています。

また、2025（令和7）年7月には、県内事業者及び県立大泉高等学校との連携により、プラスチック代替製品の「ヨシストロー」を広く紹介する「ヨシストローで脱プラカフェ」を前年度に引き続いて開催しました。



県有施設へのマイボトル用給水機の設定

群馬県では「ぐんま5つのゼロ宣言」の一つに「プラスチックごみ『ゼロ』」を掲げ、2050年に環境中に排出されるプラスチックごみをなくすことを目標としています。

また「プラスチックごみ『ゼロ』」の実現に向けて使い捨てプラスチックの使用抑制の具体策として、マイボトル利用の推奨を強力に進めるために県有施設での給水スポットの設置を進めています。

ウォーターサーバーの設置により、県民にマイボトルの活用が拡がり、ワンウェイプラスチック

についての県民意識やライフスタイルの改革につながることやペットボトル使用量の削減が期待されます。

なお、群馬県では、2025（令和7）年8月28日に浄水型ウォーターサーバーのレンタル事業を行うウォータースタンド(株)と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結しました。

これにより、より多くの県有施設へのマイボトル用給水機の設置を見込んでいます。



ウォーターサーバー（県庁設置）

ウォーターサーバー設置施設一覧

導入順	施設名称	設置日
1	群馬県庁	R 7.8.12
2	上野国分寺館	R 7.8.12
3	埋蔵文化財調査センター 発掘情報館	R 7.8.12
4	県立図書館	R 7.8.19
5	前橋合同庁舎	R 8.1.29
6	生涯学習センター	R 8.2.25
7	小児医療センター	R 8.3. 5
8	観音山ファミリーパーク	R 8.3.23

4 グリーン購入の推進 【グリーンイノベーション推進課】

資源を有効に活用し循環を基調とした社会を構築するためには、環境への負荷が少ないものを意識して購入する、いわゆる「グリーン購入」を推進し、需要面から環境物品等の市場拡大を促進することが必要です。

そのため、2000（平成12）年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グ

リーン購入法）が制定され、国や地方公共団体は、率先して環境物品等の調達に努める旨が規定されました。

県では、「群馬県グリーン購入指針」を通じて、県の事務事業に必要な物品等の購入におけるグリーン購入の推進を行っています。

5 プラスチック代替素材の調査 【林業振興課】

従来の木材利用とは異なる分野に応用可能な木質系新素材の実用化に向けた研究開発が進んでいます。

革新的な技術により、石油資源の代替素材として、木質資源を付加価値の高い製品の原料として利用することができれば、木材の新たな価値や需

要が創出され、林業の成長産業化につながると期待されます。このため、研究開発が進む改質リグニン^{*2}などの木質バイオマスのマテリアル利用に関して、専門機関が行うセミナー等を通じて情報を収集し、製造・活用の可能性について調査を行っています。

6 市町村と連携した回収方法・回収ルートの拡充 【廃棄物・リサイクル課】

回収方法や回収ルートを多様化することで回収量の増加が期待できるプラスチックごみについては、市町村や小売事業者等と連携して回収方法や

回収ルートの拡充を推進します。

2025（令和7）年度は、市町村が回収品目の拡大を検討するため、必要な情報提供を行いました。

7 プラスチック資源一括回収・リサイクルの促進 【廃棄物・リサイクル課】

2022（令和4）年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチック容器包装廃棄物と容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括回収し、リサイクルすることを可能にする仕組みが設けられました。

これまでプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法に基づき、回収・リサイクルが進められてきましたが、容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として処分されていました。同じプラスチックという

素材であるにも関わらず、容器包装はプラスチック資源として回収され、容器包装以外は可燃物等として回収されるというわかりにくい状況にあったため、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源の回収量の拡大を図っています。

県では市町村と協力し、プラスチック資源循環促進法の仕組みを活用し、プラスチック資源の回収・リサイクルを促進します。

^{*2}改質リグニン：リグニンは、全ての木材に含まれ、木材の約3割を占める成分。改質リグニンは、日本固有種のスギから、リグニンを安定したまま抽出した新素材。

第7項 食品ロスの削減

1 MOTTAINAI運動の推進 【廃棄物・リサイクル課】

県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言5「食品ロス『ゼロ』」の実現に向けて、「MOTTAINAI」の心で食品ロスをなくす取組を「MOTTAINAI運動」として推進しています。

(1) ぐんま食品ロス削減推進店登録制度

食品の食べ残し削減や食材の使いきりに取り組む飲食店や旅館・ホテル、食料品小売店を「ぐんま食品ロス削減推進店」として登録し、生ごみの減量や食品ロスの削減を推進しています。

2025（令和7）年度末の登録数は、次のとおりです。

●ぐんま食品ロス削減推進店登録数

（2026[令和8]年3月末時点）

飲食店	610店舗
旅館・ホテル	58店舗
食料品小売店	776店舗
合計	1,444店舗

(2) 3きり運動

食材の使いきり、料理の食べきり、生ごみを捨てる際にはしっかり水きりを行う「3きり運動」の周知と実施を呼びかけ、食品ロス削減と生ごみの減量を推進しています。

(3) 30・10（さんまる・いちまる）運動

国が実施した調査によると、宴会では提供された料理の約14%が食べ残されており、その量は、食堂・レストラン等における食べ残しの約8倍にもなると言われています。

県では、宴会における乾杯後の30分間（さんまる）、お開き前の10分間（いちまる）は、自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10運動」を普及啓発しています。

(4) 食べ残しの持ち帰り（ドギーバッグ）の推進

県では、飲食店における食べ残しの持ち帰りの普及・定着に向けた取組の一つとして、2020（令和2）年度に環境省等が開催した「Newドギーバッグアイデアコンテスト」に群馬県賞を提供し

ました。多数の応募の中から、県内レストランチェーンからの応募作品である「上毛バッグ」が群馬県賞に選ばれ、その上毛バッグを活用して、2021（令和3）年度に58店舗のモデル店で食べ残しの持ち帰りモデル事業を実施しました。

その後も、飲食店等を対象に協力店舗を募集して食べ残しの持ち帰りの普及を図っており、2023（令和5）年度は122店舗で実施しました。

また、2021（令和3）年度のモデル事業で得られたモデル店の成果や導入ノウハウ等をまとめたWeb事例集及び効果的な取組を実践した飲食店のインタビュー動画を作成・公開し、取組をPRしています。



ぐんま食品ロス削減推進店ポスター

(5) MOTTAINAIクッキングの普及

家庭から発生する食品ロスの削減に向けて、家庭で余りがちな食材や賞味期限が近い食品等をおいしく、無駄なく使いきり、食べきることをコンセプトにした料理方法を「MOTTAINAIクッキング」として動画により普及啓発しています。

2 フードバンク活動等の支援 【廃棄物・リサイクル課】

フードバンク活動とは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する取組です。

フードバンク活動を通じて、未利用食品を有効活用することは、「食品ロス『ゼロ』」を実現するだけではなく、県民の幸福度を向上させる上で欠かせない取組です。

県では、2020（令和2）年度に県内でフードバンク活動を実施する団体に対して、活動内容を調査したところ、フードバンク活動の認知度が低い、運営上のノウハウが得にくい、食品の安定的な確保が難しいなどの課題が判明し、これらの課題を解決するため、県ホームページに県内フードバンク団体の情報を掲載したほか、2020（令和2）年度から県内フードバンク団体を集めた情報交換会を行っています。

また、2020（令和2）年度から、家庭で余っている食品を学校や職場等に持ち寄り、フードバ

ンク等に寄附するフードドライブを実施しています。2025（令和7）年度は、10月に県庁及び地域機関、11月にぐんま環境フェスティバル、2月に県庁で実施しました。

さらに、2022（令和4）年度から、Web上で食品提供者と食品受取者が未利用食品の情報を一元的に共有できる「群馬県未利用食品マッチングシステム」を運用しています。

県では県内全域でフードバンク活動が展開されるよう、引き続き支援に取り組んでいきます。



県庁で実施したフードドライブで集まった食品